

## 浜の活力再生プラン

## 1 地域水産業再生委員会

組織名	東広島市水産業再生委員会
代表者名	森尾龍也（早田原漁業協同組合 代表理事組合長）

再生委員会構成員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・安芸津漁業協同組合</li> <li>・早田原漁業協同組合</li> <li>・東広島市</li> </ul>
オブザーバー	広島県

対象となる地域の範囲及び漁業の種類	<p>①地域の範囲：東広島市（安芸津漁業協同組合及び早田原漁業協同組合管内）</p> <p>②漁業の種類及び就業者数</p> <p>かき養殖業：31名、小型底びき網漁業：6名、ごち網漁業：2名、刺網漁業：8名、つぼ網漁業：1名、釣漁業：1名、たこ壺漁業：3名、あなご筒漁業：1名 合計53名</p>
-------------------	---

## 2 地域の現状

## (1) 関連する水産業を取り巻く現状等

東広島市の主要な漁業は、静穏な三津湾を漁場とするかき養殖業と三津湾及びその周辺海域で操業する小型底びき網漁業、刺網漁業等の海面漁業である。

大きな流入河川のない三津湾は、水質清浄で過栄養となりにくく、赤潮等の漁業被害が生じにくい反面、かきの餌となる植物プランクトン量が県内他産地に比べて少なく、生産されるかきはやや小ぶりである。また、近年は採苗不良、身入りの遅れ、斃死の多発、クロダイ等外敵生物による食害など、かき養殖業における生産環境は厳しさを増している。

餌料面での対応としては、養殖連数を抑えた小型の筏を用いるなど環境容量を考慮した養殖が行われている。しかし、一部の養殖筏に関しては、設置場所、配列等の問題から、海域の生産力に見合った生産が行われておらず、改善の余地がある。

当地で収穫されたかきの大半はむき身加工され、その多くが仲買業者を通して全国に出荷されるが、全国的なかきの消費の落込み等から価格は低迷している。むき身に関しては、鮮度保持の観点から品温の管理が極めて重要であるが、当市の加工場の多くは老朽化が進み、徹底した品質管理、衛生管理を行っていくことも価格低迷の一因となっている。

一方、むき身の直売や三倍体かきの「かき小町」、二倍体殻付きかき（以下殻付きかき）は漁業者主導の高価格で販売されている。しかし、現加工場においては、かき小町や殻付

きかきを増産するためのスペースが取れず、その生産量は頭打ちとなっている。

海面漁業では、マダイが漁獲高の約半数を占めており、その他の魚種では、瀬戸の地魚として名高い、メバル、キジハタ、オニオコゼなどが漁獲されている。しかしながら、漁業就業者の減少や資源状況の悪化により、漁獲量は減少傾向にある。このため、東広島市は種苗放流事業として、広島県が重点魚種に指定するオニオコゼ、キジハタ、ガザミにメバル、ヒラメ、クルマエビを加えた 6 魚種の栽培資源添加を行っており、漁業者はオニオコゼ、キジハタの放流効果に手応えを得ている。

また、当地域の漁獲物はロットのまとまりにくい少量多品種のため、市場流通や量販店との取引に馴染みにくく、主に地元の鮮魚店や仲買業者に販売されるが、買い手の競争原理が希薄なため、魚価は総じて低い。直売所での販売も行われているが、魚食文化の衰退により、魚の捌き方が分からない消費者が増えている中、売り上げは伸び悩んでいる。

後継者に関しては、かき養殖業は比較的后継者が確保できている。一方、海面漁業においては、高齢化が著しい中で大半の漁家に後継者がなく、新たな担い手の育成が喫緊の課題となっている。市内 2 漁協の正組合員数は、平成 23 年の 70 人から令和 2 年には 53 人に減少しており、漁協の資本力を高め、良質なサービスを組合員に提供するためにも、2 漁協の合併について検討する必要がある。

## (2) その他の関連する現状等

広島県のブランド水産物「かき小町」の生産を県内で最初に手掛けたのが当市のかき養殖業である。三倍体のかき小町は成長が速く、一年中食することができるなどの利点から高価格で取引されている。

また、本プラン策定にあたって、広島大学等の専門家を講師に招き、漁場環境の改善について勉強会を実施したところ、三津湾の栄養塩不足に起因するかきの成育不良への対策として、かき筏への局所的な施肥が有効であるとの知見が示された。

令和 4 年度には、東広島市内に新たな道の駅が完成する予定であり、新規の販路として期待できる。

## 3 活性化の取組方針

### (1) 基本方針

#### 漁業収入向上のための取組

##### **【かき養殖業】**

##### **① 養殖生産の安定化**

- ・ 漁業者は三津湾の生産力を有効に利用するため、湾内における餌料の分布状況に基づいた漁場の配置計画を作成し、次期区画漁業権配置に反映させる。
- ・ 漁業者の活動グループは、東広島市や研究機関等と連携し、かき筏への施肥等、三津

湾の貧栄養化によるかきの成育不良の改善に取り組む。

- ・かきを食害するクロダイの釣場として養殖筏に遊漁者を案内し、クロダイを遊漁者が釣ることで外敵生物を駆除すると共にその話題性から安芸津のかきの知名度を向上させる。

## **② 加工体制の近代化**

- ・徹底した品質管理と衛生管理により、かきの品質及び安全性を向上させ、価格の向上とシェアの拡大を図るため、海水氷製氷機等の品質向上に必要な衛生設備や殻付きかきの処理に必要なスペースを有する新たな共同加工場を整備する。

## **③ 殻付きかきの増産**

- ・むき身かきに比べて単価の高い殻付きかきの生産割合を高め、漁業収入を向上させる。このため、②、④に掲げる加工場の整備、販路の開拓を合わせて行う。

## **④ 消費拡大・付加価値化**

- ・統一パッケージ、ロゴマークを作成し、「安芸津産かき」の知名度向上を図る。
- ・高価格で販売可能な直売を促進させるため、現在のかき直売所マップをより集客効果のあるものに改良する。また、東広島市観光協会や東広島市農林水産物販路拡大推進協議会等と連携し、HPやSNS等でのPRを行う。
- ・令和4年度に完成予定の「道の駅西条 のん太の酒蔵」や新たな共同加工場に併設する直売所において消費者への直接販売やPRイベントを行う。合わせて、インターネット販売の充実を図り、新たな販路を開拓する。

### **【海面漁業】**

## **① 漁業生産の安定化**

- ・キジハタ、オニオコゼ、メバル等の定着性が強く、経済価値の高い魚種の種苗放流を実施する。
- ・干潟の機能回復を目指し、干潟保全活動を行う。
- ・漁場の機能回復のため、漁業者の活動グループが定期的に底びき網による海底清掃を行う。
- ・安芸津漁協及び早田原漁協の資源管理計画に基づく取組により資源を適切に保護し、安定的な漁業生産を持続させる。

## **② 消費拡大・付加価値化**

- ・かきの共同加工場に整備する製氷施設の利用により、漁獲物の品質向上を図る。
- ・地元漁師飯の飲食店での提供等、魚食文化の普及と漁村活性化に向けた取り組みを行う。

## **③ 漁業就業者の確保・担い手の育成**

- ・漁業就業者数が減少していることから、国及び広島県の補助事業等を活用し、新規漁業就業者の確保・担い手の育成に取り組む。

### **【その他】**

- ・漁協の資本力を強化し、対外的な信用力を高め、6次化商品の開発など組合員の収益向上につながる良質なサービスを提供するため、期間内での漁協合併を検討する。

#### 漁業コスト削減のための取組

##### ① 施設等の共同化

- ・新たな共同加工場を整備し、海水氷製氷機等の機器や設備を共有することで、各経営体の運営コストの低減を図る。
- ・漁業者間での事業の継承や集約、打ち子の共同募集等による経営の効率化を図る。

##### ② 養殖施設の配置見直し

- ・漁業者は、連結させる筏の台数を調整することで沈錘、ワイヤー等の係留費用を節減するとともに筏移動等の作業時間を短縮させる。

##### ③ 自然災害や事故等への備え

- ・自然災害や不慮の事故への備えとして、共済保険や漁船保険等への加入を推進する。

##### ④ 燃油高騰に対する備え

- ・燃油急騰による漁業経費の増加に備えるため、漁協は漁業者の漁業経営セーフティネット構築事業への加入を関係団体と推進する。

##### ⑤ 省燃油活動の推進

- ・国のリース事業等を活用して漁船船体、機関の更新を図り、燃費を向上させる。
- ・定期的な船底清掃（付着物除去と塗装）、不要不急の船内積載物の除去による船体の軽量化、減速走行の徹底等を実施して燃油消費量を減らす。

#### (2) 漁獲努力量の削減・維持及びその効果に関する担保措置

##### 【かき養殖業】

- ・漁場改善計画に基づき、漁場の生産力に見合った生産体制を構築する。
- ・区画漁業権行使規則に沿った、筏の規格と台数、過密養殖の防止に努める。

##### 【海面漁業】

- ・広島県資源管理指針、安芸津漁協資源管理計画、早田原漁協資源管理計画に基づき、魚種別・漁業種類別に自主的資源管理に取り組んでいる。
- ・広島県漁業調整規則に基づく採捕禁止と禁止期間を順守している。

#### (3) 具体的な取組内容

1年目（令和3年度） 以下の取組により漁業所得を基準年対比1.7%向上させる。

漁業収入向上のための取組	<b>【かき養殖業】</b> ① 養殖生産の安定化 ・漁業者は、身入りのよい漁場を有効活用し生産量の向上に資するため、
--------------	---

	<p>漁場区画の位置及び区画内における養殖筏の配置・配列を検討する。また、漁協総会において検討結果を踏まえた区画漁業権・漁場計画要望書について決議する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・漁業者の活動グループは、東広島市と連携して、施肥材によるかきの成長促進試験（試験筏、モニタリングの項目、頻度等）を実施する。</li> <li>・漁業者は、かきを食害するクロダイの釣場となる養殖筏に遊漁者を送迎するために必要な遊漁船業の登録等を行う。</li> </ul> <p>② 加工体制の近代化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・漁業者は共同加工場の整備に向けて、利用者、建設場所、必要設備等の要件整理を行う。</li> <li>・漁業者は、安全安心なかきの生産のために HACCP に沿った衛生管理の導入について検討する。</li> <li>・漁業者は、東広島市と連携し、共同加工場建設のための用地選定を含めた可能性検証を民間企業への外部委託により実施する。</li> </ul> <p>③ 殻付かきの増産</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・加工場内に殻付きかきの生産スペースを確保できる漁業者は、殻付きかきの生産を開始する。</li> </ul> <p>④ 消費拡大・付加価値化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・漁業者は広島県や東広島市等との連携のもと、かきまつり等のPRイベントに参加し、安芸津産かきのファン獲得に努める。また、イベントPRを東広島市観光協会のHPや東広島市農林水産物販路拡大推進協議会のSNS等で行う。</li> <li>・漁業者は東広島市と連携して、安芸津産かきの統一パッケージ、ロゴマークの作成について検討する。</li> <li>・漁業者は東広島市と連携して、かき直売所マップをより集客効果の大きいものに改良する。</li> <li>・漁業者は、令和4年度に完成予定の「道の駅西条 のん太の酒蔵」への出品方法について検討する。</li> </ul> <p><b>【海面漁業】</b></p> <p>① 漁業生産の安定化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・東広島市は、広島県主導の集中放流対象魚種であるオニオコゼ、キジハタやメバルの種苗放流事業の成果向上のため、県と連携した適地放流を行う。</li> <li>・漁業者の活動グループは、干潟保全活動を実施する。</li> <li>・漁業者の活動グループは、底びき網による海底清掃の実施計画（使用漁船、漁具、実施時期等）を作成し、実施する。</li> </ul>
--	--

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・漁協及び漁業者は、漁協の資源管理計画に基づく取組を継続する。</li> <li>② 消費拡大・付加価値化 <ul style="list-style-type: none"> <li>・漁業者は、地元水産物を使った漁師飯の提供等、魚食普及・漁村活性化策の検討を行う。</li> </ul> </li> <li>③ 漁業就業者の確保・担い手の育成 <ul style="list-style-type: none"> <li>・漁協は広島県のマッチングイベントや研修へ参画するための、事前準備を行い、受入体制を整備する。</li> </ul> </li> <li>【その他】 <ul style="list-style-type: none"> <li>・漁協は合併に向けた協議を開始し、合併のメリットと課題を整理する。</li> </ul> </li> </ul>
<p>漁業コスト削減のための取組</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 施設等の共同化 <ul style="list-style-type: none"> <li>・漁協と漁業者は、打ち子の共同募集に向けて、雇用体制の効率化について協議する。</li> </ul> </li> <li>② 養殖施設の配置見直し <ul style="list-style-type: none"> <li>・漁業者は、連結させる筏の台数を調整することで沈鍾、ワイヤー等の係留費用を節減するとともに筏移動等の作業時間を短縮させるため、区画内における養殖筏の配列を検討する。</li> </ul> </li> <li>③ 自然災害や事故等への備え <ul style="list-style-type: none"> <li>・自然災害や不慮の事故への備えとして、漁協は漁業者の共済保険や漁船保険等への加入を推進する。</li> </ul> </li> <li>④ 燃油高騰に対する備え <ul style="list-style-type: none"> <li>・燃油急騰による漁業経費の増加に備えるため、漁協は漁業者の漁業経営セーフティーネット構築事業への加入を関係団体と推進する。</li> </ul> </li> <li>⑤ 省燃油活動の推進 <ul style="list-style-type: none"> <li>・漁業者は国のリース事業等を活用して漁船船体、機関の更新を図り、燃費を向上させる。</li> <li>・漁業者は定期的な船底清掃（付着物除去と塗装）、不要不急の船内積載物の除去、減速走行の徹底等を実施して燃油消費量を減らす。</li> </ul> </li> </ul>
<p>活用する支援措置等</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水産多面的機能発揮対策事業</li> <li>・水産業振興事業（市）</li> <li>・特定幼稚魚等育成放流事業（市）</li> <li>・東広島市農林水産物販路拡大推進協議会事業（市）</li> <li>・カキ養殖事業共済保険助成事業（市）</li> <li>・漁船保険助成事業（市）</li> <li>・漁船乗組船主保険助成事業（市）</li> <li>・カキ生産支援事業（市）</li> <li>・漁業人材育成総合支援事業</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新規就業者研修支援事業（県）</li> <li>・水産業競争力強化漁船導入緊急支援事業</li> <li>・競争力強化型機器導入緊急対策事業</li> <li>・漁業経営セーフティネット構築事業</li> </ul>
--	--

2年目（令和4年度） 以下の取組により漁業所得を基準年対比3.4%向上させる。

<p>漁業収入向上のための取組</p>	<p><b>【かき養殖業】</b></p> <p>① 養殖生産の安定化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・漁業者は現状の区画内で養殖筏の配置変えを行い、身入りの良い漁場の有効活用により、生産量を向上させる。</li> <li>・漁協は、漁場計画要望書を広島県に提出する。</li> <li>・漁業者は、施肥材による効果が確認できれば、施肥材を使用したかきの生産を実施する。</li> <li>・漁業者は養殖筏に遊漁者を案内し、クロダイ等の外敵生物を遊漁者が釣ることにより、その駆除の一助とすると共に、遊漁者に安芸津産かきをPRすることで、安芸津産かきの知名度を向上させる。</li> </ul> <p>② 加工体制の近代化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・漁業者は共同加工場の用地を取得すると共に、東広島市に共同加工場の設計及び建設の補助を要望する。</li> <li>・漁業者は、現加工場において HACCP に沿った衛生管理に基づくかきの生産を開始する。</li> </ul> <p>③ 殻付かきの増産</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・漁業者は殻付きかきの生産量を前年より増加させる。</li> </ul> <p>④ 消費拡大・付加価値化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・漁業者は広島県や東広島市等との連携のもと、引き続き、かきまつり等のPRイベントに参加し、安芸津産かきのファン獲得に努める。また、イベントPRを東広島市観光協会のHPや東広島市農林水産物販路拡大推進協議会のSNS等で行う。</li> <li>・漁業者は東広島市と連携して、安芸津産かきの統一パッケージ、ロゴマークの作成を行う。</li> <li>・漁協は新たなかき直売所マップを県内の賑わい施設等に配布し、直売の販売量を増加させる。</li> <li>・漁業者は、「道の駅西条 のん太の酒蔵」への出品を開始する。</li> <li>・漁業者は、インターネット販売の拡充について検討する。</li> </ul> <p><b>【海面漁業】</b></p> <p>① 漁業生産の安定化</p>
---------------------	---

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・東広島市は、広島県主導の集中放流対象魚種であるオニオコゼ、キジハタやメバルの種苗放流事業の成果向上のため、県と連携した適地放流を行う。</li> <li>・漁業者の活動グループは、干潟保全活動を実施する。</li> <li>・漁業者の活動グループは、底びき網による海底清掃を行う。</li> <li>・漁協及び漁業者は、漁協の資源管理計画に基づく取組を継続する。</li> </ul> <p>② 消費拡大・付加価値化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・漁業者は、地元漁師飯の提供について、飲食店と協議を行う。</li> </ul> <p>③ 漁業就業者の確保・担い手の育成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・漁協は広島県のマッチングイベントや研修へ参画し、研修生の受け入れを行う。</li> </ul> <p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・漁協は合併のスケジュールを作成する。</li> </ul>
<p>漁業コスト削減のための取組</p>	<p>① 施設等の共同化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・漁協は、打ち子の共同募集を実施する。</li> </ul> <p>② 養殖施設の配置見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・漁業者は現状の区画内で養殖筏の配置変えを行い、連結させる筏の台数を調整することで沈錘、ワイヤー等の係留費用を節減するとともに筏移動等の作業時間を短縮させる。</li> </ul> <p>③ 自然災害や事故等への備え</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自然災害や不慮の事故への備えとして、漁協は漁業者の共済保険や漁船保険等への加入を推進する。</li> </ul> <p>④ 燃油高騰に対する備え</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・燃油急騰による漁業経費の増加に備えるため、漁協は漁業者の漁業経営セーフティーネット構築事業への加入を関係団体と推進する。</li> </ul> <p>⑤ 省燃油活動の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・漁業者は国のリース事業等を活用して漁船船体、機関の更新を図り、燃費を向上させる。</li> <li>・漁業者は定期的な船底清掃（付着物除去と塗装）、不要不急の船内積載物の除去、減速走行の徹底等を実施して燃油消費量を減らす。</li> </ul>
<p>活用する支援措置等</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水産多面的機能発揮対策事業</li> <li>・水産業振興事業（市）</li> <li>・特定幼稚魚等育成放流事業（市）</li> <li>・東広島市農林水産物販路拡大推進協議会事業（市）</li> <li>・カキ養殖事業共済保険助成事業（市）</li> <li>・漁船保険助成事業（市）</li> </ul>



	<ul style="list-style-type: none"> <li>・漁船乗組船主保険助成事業（市）</li> <li>・カキ生産支援事業（市）</li> <li>・漁業人材育成総合支援事業</li> <li>・新規就業者研修支援事業（県）</li> <li>・水産業競争力強化漁船導入緊急支援事業</li> <li>・競争力強化型機器導入緊急対策事業</li> <li>・漁業経営セーフティネット構築事業</li> </ul>
--	---

3年目（令和5年度） 以下の取組により漁業所得を基準年対比5.1%向上させる。

<p>漁業収入向上のための取組</p>	<p><b>【かき養殖業】</b></p> <p>① 養殖生産の安定化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・漁協は広島県に対して区画漁業権漁場の位置変更について、漁業権免許申請をする。</li> <li>・漁業者は区画漁業権の免許後、養殖筏を新たな漁場に移設する。</li> <li>・漁業者は、引き続き施肥材を活用したかきの生産を行う。</li> <li>・漁業者は養殖筏に遊漁者を案内し、クロダイ等の外敵生物を駆除する。</li> </ul> <p>② 加工体制の近代化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・漁業者は共同加工場の建設用地の整備を行うとともに、設計及び建設の補助事業申請を行う。</li> <li>・漁業者は民間業者への委託により共同加工場の施設設備の設計を行う。その際、海水氷製氷設備等の品質向上に資する衛生設備の導入について検討する。</li> <li>・漁業者は、現加工場において HACCP に沿った衛生管理に基づくかきの生産を実施する。</li> </ul> <p>③ 殻付かきの増産</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・漁業者は殻付きかきの生産量を前年より増加させる。</li> </ul> <p>④ 消費拡大・付加価値化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・漁業者は広島県や東広島市等との連携のもと、引き続き、かきまつり等のPRイベントに参加し、安芸津産かきのファン獲得に努める。また、イベントPRを東広島市観光協会のHPや東広島市農林水産物販路拡大推進協議会のSNS等で行う。</li> <li>・漁業者は出荷に際し、安芸津産かきの統一パッケージ、ロゴマークを使用し、安芸津産かきの知名度向上を図る。</li> <li>・漁協はかき直売所マップを県内の賑わい施設等に配布し、直売の販売量を増加させる。</li> <li>・漁業者は、引き続き「道の駅西条 のん太の酒蔵」への出品を実施す</li> </ul>
---------------------	--

	<p>る。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・漁業者は、自前のウェブサイトの立ち上げ又は他社ウェブサイトの活用により、インターネット販売を拡充させる。</li> </ul> <p><b>【海面漁業】</b></p> <p>① 漁業生産の安定化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・東広島市は、広島県主導の集中放流対象魚種であるオニオコゼ、キジハタやメバルの種苗放流事業の成果向上のため、県と連携した適地放流を引き続き行う。</li> <li>・漁業者の活動グループは、干潟保全活動を実施する。</li> <li>・漁業者の活動グループは、底びき網による海底清掃を行う。</li> <li>・漁協及び漁業者は、漁協の資源管理計画に基づく取組を継続する。</li> </ul> <p>② 消費拡大・付加価値化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・漁業者は、地元水産物を使った漁師飯の飲食店での提供や、漁師による料理教室等の魚食普及に向けた活動を実施する。</li> <li>・漁業者は、かき共同加工場の施設設備に関する協議に参加し、海水氷製氷設備等、漁獲物の品質向上に資する設備の導入について検討する。</li> </ul> <p>③ 漁業就業者の確保・担い手の育成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・漁協は広島県のマッチングイベントや研修へ参画し、研修生の受け入れを行う。</li> </ul> <p><b>【その他】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・漁協は総会において合併の決議を行う。</li> </ul>
<p>漁業コスト削減のための取組</p>	<p>① 施設等の共同化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・漁協は、打ち子の共同募集を実施する。</li> <li>・漁業者は、漁業経営の効率化と安定化を図るため、後継者のない漁業者の離業に伴う設備等の継承や、複数漁業者の事業の集約について協議する。</li> </ul> <p>② 自然災害や事故等への備え</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自然災害や不慮の事故への備えとして、漁協は漁業者の共済保険や漁船保険等への加入を推進する。</li> </ul> <p>③ 燃油高騰に対する備え</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・燃油急騰による漁業経費の増加に備えるため、漁協は漁業者の漁業経営セーフティーネット構築事業への加入を関係団体と推進する。</li> </ul> <p>④ 省燃油活動の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・漁業者は国のリース事業等を活用して漁船船体、機関の更新を図り、燃費を向上させる。</li> <li>・漁業者は定期的な船底清掃（付着物除去と塗装）、不要不急の船内積</li> </ul>

	<p>載物の除去、減速走行の徹底等を実施して燃油消費量を減らす。</p>
活用する支援措置等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水産業強化支援事業</li> <li>・水産多面的機能発揮対策事業</li> <li>・水産業振興事業（市）</li> <li>・特定幼稚魚等育成放流事業（市）</li> <li>・東広島市農林水産物販路拡大推進協議会事業（市）</li> <li>・カキ養殖事業共済保険助成事業（市）</li> <li>・漁船保険助成事業（市）</li> <li>・漁船乗組船主保険助成事業（市）</li> <li>・カキ生産支援事業（市）</li> <li>・漁業人材育成総合支援事業</li> <li>・新規就業者研修支援事業（県）</li> <li>・水産業競争力強化漁船導入緊急支援事業</li> <li>・競争力強化型機器導入緊急対策事業</li> <li>・漁業経営セーフティネット構築事業</li> </ul>

4年目（令和6年度） 以下の取組により漁業所得を基準年対比6.8%向上させる。

<p>漁業収入向上のための取組</p>	<p><b>【かき養殖業】</b></p> <p>① 養殖生産の安定化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・漁業者は新たな区画漁業権漁場において生産を開始する。</li> <li>・漁業者は、引き続き施肥材を活用したかきの生産を行う。</li> <li>・漁業者は養殖筏に遊漁者を案内し、クロダイ等の外敵生物を駆除する。</li> </ul> <p>② 加工体制の近代化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・漁業者は共同加工場の建設工事に着手する。</li> <li>・漁業者は、海水氷製氷設備等を含めた共同加工場施設設備の使用・管理方法について協議し、使用・管理ルールを作成する。</li> <li>・漁業者は、現加工場において HACCP に沿った衛生管理に基づくかきの生産を実施する。</li> </ul> <p>③ 殻付かきの増産</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・漁業者は殻付きかきの生産量を前年より増加させる。</li> </ul> <p>④ 消費拡大・付加価値化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・漁業者は広島県や東広島市等との連携のもと、引き続き、かきまつり等のPRイベントに参加し、安芸津産かきのファン獲得に努める。また、イベントPRを東広島市観光協会のHPや東広島市農林水産物販路拡大推進協議会のSNS等で行う。</li> <li>・新たな共同加工場に併設する直売所での販売方法、RPイベントにつ</li> </ul>
---------------------	---

	<p>いて検討する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・漁業者は出荷に際し、安芸津産かきの統一パッケージ、ロゴマークを使用し、安芸津産かきの知名度向上を図る。</li> <li>・漁協は新たなかき直売所マップを県内の賑わい施設等に配布し、直売の販売量を増加させる。</li> <li>・漁業者は、引き続き「道の駅西条 のん太の酒蔵」への出品を実施する。</li> <li>・漁業者は、自前のウェブサイトの立ち上げ又は他社ウェブサイトの活用により、インターネット販売を拡充させる。</li> </ul> <p><b>【海面漁業】</b></p> <p>① 漁業生産の安定化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・東広島市は、広島県主導の集中放流対象魚種であるオニオコゼ、キジハタやメバルの種苗放流事業の成果向上のため、県と連携した適地放流を引き続き行う。</li> <li>・漁業者の活動グループは、干潟保全活動を実施する。</li> <li>・漁業者の活動グループは、底びき網による海底清掃を行う。</li> <li>・漁協及び漁業者は、漁協の資源管理計画に基づく取組を継続する。</li> </ul> <p>② 消費拡大・付加価値化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・漁業者は、地元水産物を使った漁師飯の飲食店での提供や、漁師による料理教室等の魚食普及に向けた活動を実施する。</li> <li>・漁業者は、かき共同加工場の施設設備の使用・管理方法に関する協議に参加し、海水氷製氷設備等を利用して漁獲物の品質を向上させるための使用・管理ルールを作成する。</li> </ul> <p>③ 漁業就業者の確保・担い手の育成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・漁協は広島県のマッチングイベントや研修へ参画し、研修生の受け入れを行う。</li> </ul> <p><b>【その他】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・漁協は漁協合併に向けた事務手続きを行う。</li> <li>・6次化商品の開発や観光面での収益向上策等、合併後における漁協の事業拡充について検討する。</li> </ul>
<p>漁業コスト削減のための取組</p>	<p>① 施設等の共同化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・漁協は、打ち子の共同募集を実施する。</li> <li>・漁業者は、漁業経営の効率化と安定化を図るため、後継者のない漁業者の離業に伴う設備等の継承や、複数漁業者の事業の集約について協議する。</li> </ul> <p>② 自然災害や事故等への備え</p>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自然災害や不慮の事故への備えとして、漁協は漁業者の共済保険や漁船保険等への加入を推進する。</li> <li>③ 燃油高騰に対する備え <ul style="list-style-type: none"> <li>・燃油急騰による漁業経費の増加に備えるため、漁協は漁業者の漁業経営セーフティーネット構築事業への加入を関係団体と推進する。</li> </ul> </li> <li>④ 省燃油活動の推進 <ul style="list-style-type: none"> <li>・漁業者は国のリース事業等を活用して漁船船体、機関の更新を図り、燃費を向上させる。</li> <li>・漁業者は定期的な船底清掃（付着物除去と塗装）、不要不急の船内積載物の除去、減速走行の徹底等を実施して燃油消費量を減らす。</li> </ul> </li> </ul>
活用する支援措置等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水産業強化支援事業</li> <li>・水産多面的機能発揮対策事業</li> <li>・水産業振興事業（市）</li> <li>・特定幼稚魚等育成放流事業（市）</li> <li>・東広島市農林水産物販路拡大推進協議会事業（市）</li> <li>・カキ養殖事業共済保険助成事業（市）</li> <li>・漁船保険助成事業（市）</li> <li>・漁船乗組船主保険助成事業（市）</li> <li>・カキ生産支援事業（市）</li> <li>・漁業人材育成総合支援事業</li> <li>・新規就業者研修支援事業（県）</li> <li>・水産業競争力強化漁船導入緊急支援事業</li> <li>・競争力強化型機器導入緊急対策事業</li> <li>・漁業経営セーフティーネット構築事業</li> </ul>

5年目（令和7年度） 以下の取組により漁業所得を基準年対比 11.8%向上させる。

漁業収入向上のための取組	<p><b>【かき養殖業】</b></p> <p>① 養殖生産の安定化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・漁業者は新たな区画漁業権漁場での生産を継続する。</li> <li>・漁業者は、引き続き施肥材を活用したかきの生産を行う。</li> <li>・漁業者は養殖筏に遊漁者を案内し、クロダイ等の外敵生物を駆除する。</li> </ul> <p>② 加工体制の近代化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・漁業者は収穫シーズン前に共同加工場を完成させる。</li> <li>・漁業者は新たな共同加工場において、海水氷製氷機等の最新の鮮度保持設備を利用した品質管理を行い、関東圏等の大消費地への出荷量を増やすなど、単価を向上させる。</li> </ul>
--------------	---

	<p>③ 殻付かきの増産</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・漁業者は殻付かきの増産に対応した作業スペースを有する新加工場において、大幅な増産を行う。</li> </ul> <p>④ 消費拡大・付加価値化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・漁業者は広島県や東広島市等との連携のもと、引き続き、かきまつり等のPRイベントに参加し、安芸津産かきのファン獲得に努める。また、イベントPRを東広島市観光協会のHPや東広島市農林水産物販路拡大推進協議会のSNS等で行う。</li> <li>・漁業者は、新たな直売所での販売を開始し、PRイベントを実施する。</li> <li>・漁業者は出荷に際し、安芸津産かきの統一パッケージ、ロゴマークを使用し、安芸津産かきの知名度向上を図る。</li> <li>・漁業者は東広島市と連携して、新たな直売所に対応したかき直売所マップを作成し、県内の賑わい施設等に配布する。</li> <li>・漁業者は、引き続き「道の駅西条 のん太の酒蔵」への出品を実施する。</li> <li>・漁業者は、自前のウェブサイトの立ち上げ又は他社ウェブサイトの活用により、インターネット販売を拡充させる。</li> </ul> <p><b>【海面漁業】</b></p> <p>① 漁業生産の安定化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・東広島市は、広島県主導の集中放流対象魚種であるオニオコゼ、キジハタやメバルの種苗放流事業の成果向上のため、県と連携した適地放流を引き続き行う。</li> <li>・漁業者の活動グループは、干潟保全活動を実施する。</li> <li>・漁業者の活動グループは、底びき網による海底清掃を行う。</li> <li>・漁協及び漁業者は、漁協の資源管理計画に基づく取組を継続する。</li> </ul> <p>② 消費拡大・付加価値化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・漁業者は、かきの共同加工場に整備する製氷施設の利用により、漁獲物の品質向上を図る。</li> <li>・漁業者は、地元水産物を使った漁師飯の飲食店での提供や、漁師による料理教室等の魚食普及に向けた活動を実施する。</li> </ul> <p>③ 漁業就業者の確保・担い手の育成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・漁協は広島県のマッチングイベントや研修へ参画し、研修生の受け入れを行う。</li> </ul> <p><b>【その他】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・安芸津漁業協同組合と早田原漁業協同組合が合併する。</li> </ul>
--	--

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 6次化商品の開発や観光面での収益向上策等、漁協の新規事業を開始する。</li> </ul>
漁業コスト削減のための取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 施設等の共同化           <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 漁業者は新たな共同加工場の整備により、運営コストを低減できる。</li> <li>・ 漁協は、打ち子の共同募集を実施する。</li> <li>・ 漁業者は、漁業経営の効率化と安定化を図るため、後継者のない漁業者の離業に伴う設備等の継承や、複数漁業者の事業の集約について協議する。</li> </ul> </li> <li>② 自然災害や事故等への備え           <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自然災害や不慮の事故への備えとして、漁協は漁業者の共済保険や漁船保険等への加入を推進する。</li> </ul> </li> <li>③ 燃油高騰に対する備え           <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 燃油急騰による漁業経費の増加に備えるため、漁協は漁業者の漁業経営セーフティーネット構築事業への加入を関係団体と推進する。</li> </ul> </li> <li>④ 省燃油活動の推進           <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 漁業者は国のリース事業等を活用して漁船船体、機関の更新を図り、燃費を向上させる。</li> <li>・ 漁業者は定期的な船底清掃（付着物除去と塗装）、不要不急の船内積載物の除去、減速走行の徹底等を実施して燃油消費量を減らす。</li> </ul> </li> </ul>
活用する支援措置等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 水産業強化支援事業</li> <li>・ 水産多面的機能発揮対策事業</li> <li>・ 水産業振興事業（市）</li> <li>・ 特定幼稚魚等育成放流事業（市）</li> <li>・ 東広島市農林水産物販路拡大推進協議会事業（市）</li> <li>・ カキ養殖事業共済保険助成事業（市）</li> <li>・ 漁船保険助成事業（市）</li> <li>・ 漁船乗組船主保険助成事業（市）</li> <li>・ カキ生産支援事業（市）</li> <li>・ 漁業人材育成総合支援事業</li> <li>・ 新規就業者研修支援事業（県）</li> <li>・ 水産業競争力強化漁船導入緊急支援事業</li> <li>・ 競争力強化型機器導入緊急対策事業</li> <li>・ 漁業経営セーフティーネット構築事業</li> </ul>

（４）関係機関との連携・調整内容

・ 近代的な共同加工場で生産したかきや適切な鮮度保持がなされた魚介類に対して正当な

評価が行われるよう、産地仲買業者との意見交換を行う。

- ・東広島市観光協会、東広島市農林水産物販路拡大推進協議会や地域の飲食業者等と連携し、地域の活性化、地産地消を推進する。
- ・観光地域づくり法人（DMO）として令和2年に設立された一般社団法人ディスカバー東広島と連携し、漁村の有する地域資源を活用した観光振興策を実施する。
- ・新規就業者支援の事業活用にあたって、広島県新規漁業就業者支援協議会と連携する。

#### 4 目標

##### (1) 所得目標（東広島市）

漁業所得の向上 10%以上	基準年	平成 27～令和元年度 5 中 3 平均： 漁業所得（地区総額） 102,634 千円
	目標年	令和 7 年度                    ： 漁業所得（地区総額） 114,785 千円

##### (2) 上記の算定方法及びその妥当性

漁業所得の基準値及び目標値については、以下の手順に従って算出した。なお、各手順における詳細な金額等については、別紙①～⑤を参照。

###### ①基準年の漁業生産金額（漁業収入）

・漁業収入については、東広島市における漁業生産金額の平成 27 年から令和元年の 5 中 3 平均（平成 28～30 年が対象）を基準値とした。

###### ②漁業経費（漁業支出）

・かき養殖業、海面漁業の代表的な経営体（標本船）、それぞれ 5 経営体、2 経営体の平成 29 年～令和元年の税務資料（青色申告決算書）から平均経費率を算出し、それぞれの漁業生産金額に乗じて推計した。

###### ③経費節減効果

・かき養殖業については燃油節減による燃費 5%改善、筏配列見直しによる資材費 5%の低減、海面漁業については燃油節減による経費節減を見込んだ。

###### ④かき売上予想

・むき身出荷用の筏 3 台を殻付きかき用筏に振り替えることで、単価の高い殻付きかきの生産量を倍増すること、むき身について海水氷使用による品質向上により取扱い単価の向上を図ることによる生産額の向上を見込んだ。

###### ⑤年次別の所得予想

・①で算出したかき養殖業と海面漁業の漁業収入と②で算出したそれぞれの経費との差分を漁業所得とした。

・以下の事項を達成することにより、漁業所得を 11.8%向上させる。

・かき養殖業においては、共同加工場を整備し、殻付きかきを増産するとともにむき身か



きに対しては品温管理等の品質管理を徹底し、漁業生産金額を10%向上させる。

- ・殻付きかきの主要な流通経路である消費者及び外食産業に対し、直売の促進と新たな販路開拓を行い、殻付きかきの増産を支える。
- ・施肥材によるかきの増産効果については、現時点では不明であることから、収穫増による漁業生産金額の増加は見込まない。
- ・海面漁業に関しては、魚食普及の取り組みや、鮮度保持向上による魚価の向上により、平均単価を1%向上させる。
- ・漁業支出削減の取組については、かき養殖業、海面漁業において減速航行等で燃油代を削減させる。また、かき養殖業においては、係留資材等の節減が可能となるよう、より経済的な設置方法に改める。

## 5 関連施策

活用を予定している関連施策名とその内容及びプランとの関係性

事業名	事業内容及び浜の活力再生プランとの関係性
水産業強化支援事業	<p>内容：徹底した品質管理と衛生管理により、かきの品質及び安全性を向上させ、価格の向上とシェアの拡大を図るため、海水氷製氷機等の品質向上に必要な衛生設備や殻付きかきの処理に必要なスペースを有する新たな共同加工場を整備する。</p> <p>関連性：設備の近代化により高品質で衛生的なかきを生産する。新加工場には殻付かきの生産に必要な作業スペースと直売所を設けることで漁業収入向上に資する。</p>
水産多面的機能発揮対策事業	<p>内容：漁業者グループにおいて干潟保全活動を実施する。</p> <p>関連性：干潟の機能回復を図る。</p>
水産業振興事業（市）	<p>内容：浜の活力再生プランを実施するために要する経費について東広島市から東広島市水産業再生委員会への補助を行う。</p> <p>関連性：共同加工場建設用地の可能性検証や施肥材の効果検証等を実施し、プランの実効性を高める。</p>
特定幼稚魚等育成放流事業（市）	<p>内容：オニオコゼ、キジハタ、メバル等、重要魚種の種苗放流。</p> <p>関連性：人工種苗の資源添加により、水産資源の維持増大を図る。</p>
東広島市農林水産物販路拡大推進協議会事業（市）	<p>内容：直売所マップの更新等、販路拡大に向けた取り組みを実施する。</p> <p>関連性：安芸津産かきの知名度向上や新規販路の開拓により収益向上を図る。</p>
カキ養殖事業共済保険助成事業（市）	<p>内容：カキ養殖事業共済保険への加入を推進する。</p> <p>関連性：自然災害等への備えにより、経営安定化に資する。</p>
漁船保険助成事業（市）	<p>内容：漁船保険への加入を推進する。</p>

	関連性：自然災害等への備えにより、経営安定化に資する。
漁船乗組船主保険助成事業（市）	内容：漁船乗組船主保険への加入を推進する。 関連性：自然災害等への備えにより、経営安定化に資する。
カキ生産支援事業（市）	内容：三倍体かきである「かき小町」の増産を推進する。 関連性：「かき小町」の増産により、所得向上を図る。
漁業人材育成総合支援事業	内容：新規就業者への資金交付を含む長期研修の実施。新規漁業者の研修を行う漁業者を金銭面で支援。 関連性：次代の漁業者を育成し、永続的な漁業の振興を図る。
新規就業者研修支援事業（県）	内容：独立後の新たな漁業技術習得のための研修を支援。新規漁業者の研修を行う漁業者を金銭面で支援。 関連性：次代の漁業者を育成し、永続的な漁業の振興を図る。
水産業競争力強化漁船導入緊急支援事業	内容：生産性の向上、省力・省コスト化に資する漁船、機器等の導入を支援。 関連性：燃費の向上により漁業コストを削減する。
競争力強化型機器等導入緊急対策事業	同上
漁業経営セーフティネット構築事業	内容：燃油急騰時における金銭支援。 関連性：燃油高騰による漁業経費の増加に備えることにより、安定した漁業所得を確保する。

# 東広島市水産業再生委員会規約

令和2年4月27日制定

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この委員会は、東広島市水産業再生委員会（以下「再生委員会」という。）という。

(事務所)

第2条 再生委員会は、主たる事務所を広島県東広島市西条栄町8番29号の東広島市役所産業部農林水産課内に置く。

(目的)

第3条 再生委員会は、東広島市の活性化を図ることを目的とする浜の活力再生プランの策定から実施に至るまで、行政や漁業者団体等の連携の下、各種取組を実施するとともに、プラン策定に際して「浜の活力再生プラン」策定推進事業を実施する。

(事業)

第4条 再生委員会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- 一 浜の活力再生プランの策定に関すること。
- 二 浜の活力再生プランに掲げる取組に関すること。
- 三 「浜の活力再生プラン」策定推進事業に関すること。
- 四 その他前号事業に附帯する事項に関すること。

## 第2章 会員等

(再生委員会の会員)

第5条 再生委員会は、次の各号に掲げる組織の役職者を会員とし、会員によって組織する。

また、会員会議によって承認された者は会員となることができる。

- 一 安芸津漁業協同組合
- 二 早田原漁業協同組合
- 三 東広島市

(届出)

第6条 会員は、その名称、所在地及び代表者の氏名に変更があったときは、遅滞なく再生委員会にその旨を届け出なければならない。

## 第3章 役員等

(役員の数及び選任)

第7条 再生委員会に次の役員を置く。

- 一 会長 1名
- 二 副会長 1名

### 三 監事 1名

- 2 前項の役員は、第5条の会員の中から会員会議において選任する。
- 3 会長及び副会長及び監事は、相互に兼ねることはできない。

(役員職務)

第8条 会長は、会務を総理し、再生委員会を代表する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠けたときはその職務を行う。
- 3 監事は、次の各号に掲げる業務を行う。
  - 一 再生委員会の業務執行及び会計の状況を監査すること。
  - 二 前号において不正な事実を発見したときは、これを会員会議に報告すること。
  - 三 前号の報告をするために必要があるときは、会員会議を招集すること。

(役員報酬)

第9条 役員は、無報酬とする。

## 第4章 再生委員会の運営

(再生委員会)

第10条 再生委員会には、会員で構成する「会員会議」と、第5条第1項各号に掲げる組織の実務者で構成する「作業部会」を置く。

(会員会議)

第11条 会員会議は、必要に応じ会長が招集する。

- 2 会員会議の招集は、少なくともその開催の7日前までに、会議の日時、場所、目的及び協議事項を記載した書面をもって会員に通知しなければならない。
- 3 会員会議は、次の各号に掲げる事項を協議する。
  - 一 浜の活力再生プランの内容に関すること。
  - 二 事業計画及び収支予算の設定又は変更に関すること。
  - 三 事業報告及び収支決算に関すること。
  - 四 再生委員会規約の改廃に関すること。
  - 五 その他再生委員会の運営に関する重要な事項に関すること。

(会員会議の議決方法等)

第12条 会員会議の議長には、会長が当たる。

- 2 会員会議の議決は、会員の過半が出席し、出席者の過半数の賛成をもって決する。
- 3 議決にあたり、浜の活力再生プランの対象となる漁業者やプランに基づく取組みに関連する関係者の意見を十分配慮することとする。

(書面又は代理人による表決)

第13条 やむを得ない理由により会員会議に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項につき、書面又は代理人をもって議決権を行使することができる。

- 2 前項の書面は、会員会議の開催の日の前日までに再生委員会に到着しないときは、無効とする。
- 3 第1項の代理人は、代理権を証する書面を再生委員会に提出しなければならない。
- 4 前条第2項の規定の適用については、第1項の規定により議決権を行使した者は、会員会議に出席したものとみなす。

(作業部会)

第14条 作業部会は、必要に応じ事務局の長が招集する。

- 2 作業部会では、会員会議で協議すべき事項の事前調整、事業の推進及び再生委員会の運営に関する事項について協議する。

## 第5章 事務局等

(事務局)

第15条 会員会議の決定に基づき再生委員会の業務を執行するため、事務局を置く。

- 2 事務局は、東広島市産業部農林水産課がその責務を負う。
- 3 再生委員会は、業務の適正な執行のため、事務局長を置く。
- 4 事務局長は、第2項の団体の役職者から再生委員会会長が任命する。
- 5 再生委員会の庶務は、事務局長が総括し、及び処理する。

(業務の執行)

第16条 再生委員会の業務の執行の方法については、この規約で定めるもののほか、次の各号に掲げる規程による。

- 一 事務処理規程
- 二 文書取扱規程
- 三 公印取扱規程
- 四 会計処理規程

(書類及び帳簿の備え付け)

第17条 再生委員会は、第2条の事務所に次の各号に掲げる書類及び帳簿を備え付けておかなければならない。

- 一 再生委員会規約
- 二 役員等の氏名及び住所を記載した書面
- 三 事業実施に係る収入及び支出に関する証拠書類及び帳簿

(事業年度)

第18条 再生委員会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(運営経費)

第19条 再生委員会の運営経費については、国からの助成のほか、東広島市が負担することとし、必要に応じ会員の協議により会員に応分の負担を求めることができるものとする。

## 第6章 雑則

(細則)

第20条 この規約に定めるもののほか、再生委員会の事務の運営上必要な細則は、会長が別に定める。

### 附則

- 1 この規約は、令和2年4月27日から施行する。
- 2 再生委員会の役員の選任については、第7条の第2項中「会員会議」とあるのは、「設立会員会議」と読み替えるものとする。
- 3 本再生委員会の設立初年度の事業年度については、第18条の規定にかかわらず、この規約の施行の日から翌年3月31日までとする。
- 4 この規約に規定していない事項については、会長が専決し、次の会員会議で承認を得ることができる。

# 東広島市水産業再生委員会事務処理規程

令和2年4月27日制定

(目的)

第1条 この規程は、東広島市水産業再生委員会（以下「再生委員会」という。）における事務の取扱いについて必要な事項を定め、事務処理を適正、かつ、能率的に行うことを目的とする。

(事務処理の原則)

第2条 再生委員会の事務処理に当たっては、迅速、正確を期し、かつ、機密を重んじ関係者間の連絡に遺漏のないように努め、責任の所在を明らかにしておかなければならない。

(事務処理の統括)

第3条 再生委員会の事務処理は、事務局長が統括する。

(雑則)

第4条 再生委員会規約及びこの規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規程は、令和2年4月27日から施行する。

# 東広島市水産業再生委員会文書取扱規程

令和2年4月27日制定

(目的)

第1条 この規程は、東広島市水産業再生委員会（以下「再生委員会」という。）における文書の取扱いについて必要な事項を定め、文書による事務の処理を適正、かつ、能率的にすることを目的とする。

(文書の処理及び取扱いの原則)

第2条 再生委員会における事務処理は、輕易なものを除き、すべて文書をもって行わなければならない。

2 ファクシミリ、電子メールその他で照会、回答、報告又は打合せを行ったときは、第3項、第16条、第22条又は第23条に準じて処理するものとする。

3 文書は、事案の当初から完結までのものを一括して綴るものとし、これによることができない場合には、関連するそれぞれの文書の所在を明らかにする等の措置を講じなければならない。

第3条 文書の取扱いに当たっては、その迅速と正確を期し、かつ、機密を重んじ常に関係者間の連絡に遺漏のないように努め、これを保管する場合は、常にその所在を明確にしておかなければならない。

(文書の発行名義人)

第4条 文書の発行名義人は、会長及び事務局長とする。ただし、事務連絡等の軽微な文書については、この限りではない。

(文書管理責任者)

第5条 文書管理責任者は、事務局長とする。

(文書に関する帳簿)

第6条 文書に関する帳簿として次の各号に掲げるものを備え置くものとする。

- 一 文書登録簿
- 二 簡易文書整理簿
- 三 文書保存簿

(文書の接受及び配布)

第7条 会長あて及び事務局長あての封書については、開封し、事務を担当する者に配布する。この場合において、その内容が緊急、かつ、適正に処理を要するものについては、会長が別に定める受付印を押印の上、事務を担当する者あてに配布する。

2 前項を除くほか、特定の名義人あての封書については、そのまま当該名義人あてに配布し、当該名義人は開封の上、その内容が前項に準じるもので必要と認める場合には、受付印を押印するものとする。



(文書の登録)

第8条 文書の接受又は発議により起案した文書（以下「起案文書」という。）は、第6条第1号の文書登録簿に登録する。

- 2 前項の登録は、当該文書の件名、差出人、文書番号、接受年月日、登録年月日その他必要な事項を記載してするものとする。
- 3 軽微な通知、照会等簡易な内容の文書及び発行名義人が事務局長に係る文書は、前2項の規定にかかわらず、第6条第2号の簡易文書整理簿に所要事項を登録して整理するものとする。

(起案)

第9条 文書は、事案ごとに起案するものとする。ただし、2件以上の事案で、その間に相互に関連のあるものについては、これらを1件とみなし、一つの起案により処理することができる。

- 2 接受した文書については、特別の事情のあるものを除き、接受の日から7日以内に起案しなければならない。
- 3 文書の起案をするときは、会長が別に定める起案用紙を用いるとともに、起案年月日、決裁年月日、施行年月日等を必ず記入しなければならない。

(文書の決裁)

第10条 起案文書には、その決裁に係る事項について処理案の要旨及び理由を記述した伺文を記載するものとする。ただし、供覧に係る文書その他決裁に係る事項が軽微なものであるときは、この限りでない。

(決裁の順序)

第11条 起案文書の決裁の順序は、起案者、事務局長、会長（以下「決裁権者」と総称する。）の順序とする。

(後伺い)

第12条 決裁権者が不在であって、かつ、緊急を要する場合には、最終決裁権者（会長又は第14条の規定により専決処理することが認められた者をいう。）を除き、当該決裁権者の決裁を後伺いとして処理できる。

(文書の専決)

第13条 起案文書は、会長が別に定めるところにより文書の専決処理にすることができる。

(文書の代決)

第14条 副会長は、特に必要と認められる場合には、会長の代決をすることができる。

(供覧文書)

第15条 供覧に係る文書については、起案文書によらず、接受した文書の余白にゴム印による決裁欄を設けて供覧することとして、差し支えない。

(文書番号)

第16条 文書番号は、次の各号に掲げる名義人ごとに当該各号に掲げるものとする。

一 再生委員会会長 ○再生委員会第 号

二 事務局長 ○再生委員会事第 号

2 文書番号は、再生委員会規約に定める事業年度ごとに起番するものとする。

(文書の施行)

第17条 起案文書の施行に当たっては、第6条第1号の文書登録簿又は同条第2号簡易文書整理簿に所要事項を記入し、当該文書の発行名義人の公印を押印するものとする。ただし、再生委員会公印取扱規程第8条の公印管理責任者が公印の押印を必要としないものと認めた場合は、当該文書に公印省略の表示をし、公印の押印を省略することができるものとする。

2 再生委員会公印取扱規程第11条の契印は、誤りのないことを確認した上で行うものとする。

(発送)

第18条 文書の発送は、通常郵便物によるほか、第5条第1項の文書管理責任者の指示を受けて速達、書留その他特殊扱いにすることができる。

第19条 前条の規定にかかわらず、再生委員会の近傍に所在する関係機関等あてに文書を発送する場合には、使送によることができる。

(文書の完結)

第20条 起案文書の決裁又は発送が終了したことにより、当該文書に係る事案が終了したときは、第6条第1号の文書登録簿又は同条第2号の簡易文書整理簿に完結の旨を記入することとする。

(保存期間)

第21条 文書の保存期間は、次のとおりとする。

(類別区分) (保存期間)

第1類 8年

第2類 5年

第3類 3年

第4類 1年

2 文書の保存期間は、文書が完結した時点から起算する。

3 類別区分の標準は、別表1に定めるところによるものとする。

(文書の廃棄)

第22条 文書で保存期間を経過したものは、第6条第3号の文書保存簿から削除し、廃棄するものとする。ただし、保存期間を経過した後も、なお、保存の必要のあるものについては、この旨を第6条第3号の文書保存簿に記入し、保存しておくことができる。

(雑則)

第23条 再生委員会規約及びこの規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規程は、令和2年4月27日から施行する。

別表1

第1類	<ul style="list-style-type: none"><li>・浜の活力再生プラン及び達成状況報告書</li></ul>
第2類	<ul style="list-style-type: none"><li>・再生委員会の設置に関する承認文書</li><li>・再生委員会規約及びその他の規程並びに再生委員会規約の変更に 関する文書</li><li>・会員会議に関する文書</li><li>・役員に関する名簿及び文書</li><li>・会員に関する名簿及び文書</li><li>・再生委員会が行う事業の実施に関する文書（補助金に係る収入及 び収支に係る帳簿並びに証拠書類等）</li><li>・その他再生委員会が定める重要な文書</li></ul>
第3類	<ul style="list-style-type: none"><li>・再生委員会の業務に関する文書</li><li>・文書の收受又は発送に関する文書</li><li>・その他再生委員会が第1類及び第2類に準じる文書として定める 文書</li></ul>
第4類	<ul style="list-style-type: none"><li>・第1類、第2類及び第3類以外の軽微な内容の文書</li></ul>

# 東広島市水産業再生委員会公印取扱規程

令和2年4月27日制定

(趣旨)

第1条 東広島市水産業再生委員会（以下「再生委員会」という。）における公印の取扱いについては、この規程の定めるところによる。

(定義)

第2条 この規程において「公印」とは、再生委員会の業務遂行上作成された文書に使用する印章で、それを押印することにより、当該文書が真正なものであることを認証することを目的とするものをいう。

(種類及び名称)

第3条 公印の種類は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 委員会印 「東広島市水産業再生委員会」の名称を彫刻
- 二 職務印
  - イ 会長印 「東広島市水産業再生委員会会長」の名称を彫刻
  - ロ 事務局長印 「東広島市水産業再生委員会事務局長」の名称を彫刻

(公印の形状、寸法等)

第4条 公印の寸法は、次の各号に掲げるものとし、その字体及び材質は、会長が別に定める。

- 一 再生委員会印 25mm平方
- 二 職務印
  - イ 会長印 23mm平方
  - ロ 事務局長印 20mm平方

(登録)

第5条 会長は、公印を新たに調製し、再製し、又は改印したときは、その印影を公印登録簿に登録しなければならない。

(交付)

第6条 会長は、前条の規定により公印の登録を終えたときは、直ちにその公印を第8条第1項の公印管理責任者に交付しなければならない。

(返納)

第7条 公印が不用となり、又は破損若しくは減耗して使用ができなくなったときは、次条の公印管理責任者は、直ちに会長に返納しなければならない。

- 2 会長は、前項の公印の返納を受けたときは、1年間保管し、その期間が満了した後、廃棄する。
- 3 公印が廃棄されたときは、遅滞なく、第5条の登録を抹消するものとする。

(公印管理責任者)

第8条 公印の適切な使用及び管理を図るため、公印管理責任者を置く。

2 前項の公印管理責任者は、事務局長とする。

(管守)

第9条 前条第1項の公印管理責任者は、公印が適切に使用されるよう管理するとともに、公印が使用されないときは、金庫その他の確実な保管設備のあるものに格納し、これに施錠の上、厳重に保管しなければならない。

2 前条第1項の公印管理責任者は、第5条の公印登録簿を厳重に保管しなければならない。

(押印)

第10条 公印の押印は、原則として、会長又はその委任を受けた者の指示により第8条第1項の公印管理責任者が行うものとする。

2 第8条第1項の公印管理責任者が出張若しくは休暇その他により不在の場合又は秘密を要する文書に押印する必要がある場合等特別の事情がある場合に限り、前項の規定にかかわらず、会長の指名する者が行うものとする。

(使用範囲)

第11条 公印は、決裁が終了した文書を施行するときに限り使用するものとする。なお、補助金の請求又は交付に関する文書その他特に必要と認める文書については、当該文書とその原議にわたって、会長が別に定める契印を押印した上で使用するものとする。

附 則

この規程は、令和2年4月27日から施行する。

# 東広島市水産業再生委員会会計処理規程

令和2年4月27日制定

令和3年4月1日一部改正

## 第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、東広島市水産業再生委員会（以下「再生委員会」という。）の会計の処理に関する基準を確立して、再生委員会の業務の適正、かつ、能率的な運営と予算の適正な実施を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 再生委員会の会計業務に関しては、東広島市水産業再生委員会規約（以下「再生委員会規約」という。）に定めるもののほか、この規程の定めるところによるものとする。

(会計原則)

第3条 再生委員会の会計は、次の各号に掲げる原則に適合するものでなければならない。

- 一 再生委員会の会計処理に関し、真実な内容を明瞭に表示すること。
- 二 すべての取引について、正確な記帳整理をすること。
- 三 会計の処理方法及び手続について、みだりにこれを変更しないこと。

(会計区分)

第4条 再生委員会の会計区分は、次の各号に掲げるとおりとし、それぞれ区分して経理する。

- 一 「浜の活力再生プラン」策定推進事業会計
- 二 「浜の活力再生プラン」推進事業会計

2 再生委員会の業務遂行上必要のある場合は、前項の会計と区分して特別会計を設けることができるものとする。

(口座の開設)

第5条 前条に関する口座は、広島県信用漁業協同組合連合会に開設するものとする。

(会計年度)

第6条 再生委員会の会計年度は、協議会規約に定める事業年度に従い毎年4月1日から翌年3月31日までとする。ただし、再生委員会が設立された当初の会計年度については、設立会員会議の日から翌年の3月31日までとする。

2 再生委員会の出納は、翌年度の4月30日をもって閉鎖する。

(出納責任者)

第7条 出納責任者は、会長とする。

(経理責任者)

第8条 経理責任者を置くことし、経理責任者は、文書管理責任者を兼務することができる。

(帳簿書類の保存及び処分)

第9条 会計帳簿、会計伝票その他の書類の保存期間は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 予算及び決算書類 5年
- 二 会計帳簿及び会計伝票 10年
- 三 証ひょう（領収書その他会計伝票の正当性を立証する書類をいう。以下同じ。） 10年
- 四 その他の書類 5年

2 前項各号の保存期間は、決算完結の日から起算する。

3 第1項各号に掲げる会計帳簿、会計伝票その他の書類を廃棄する場合には、あらかじめ、第8条第1項の経理責任者の指示又は承認を受けるものとする。

4 前項において個人情報記録されている会計帳簿、会計伝票その他の書類を廃棄する場合には、裁断、焼却その他復元不可能な方法により廃棄しなければならない。

## 第2章 勘定科目及び会計帳簿類

(勘定科目)

第10条 収入及び支出の状況及び財政状態を的確に把握するため必要な勘定科目を設ける。

2 各勘定科目の名称、配列及び内容については、会長が別に定める。

(勘定処理の原則)

第11条 勘定処理を行うに当たっては、次の各号に掲げる原則に留意しなければならない。

- 一 すべての収入及び支出は、予算に基づいて処理すること。
- 二 収入と支出は、相殺してはならないこと。
- 三 その他一般に公正妥当と認められた会計処理の基準に準拠して行うこと。

(会計帳簿)

第12条 会計帳簿は、次の各号に掲げるものとする。

一 主要簿

- ① 仕訳帳
- ② 総勘定元帳

二 補助簿

2 仕訳帳は、会計伝票をもってこれに代えることができる。

3 補助簿は、これを必要とする勘定科目について備え、会計伝票及び総勘定元帳と有機的関連のもとに作成しなければならない。

4 総勘定元帳及び補助簿の様式は会長が別に定める。

(会計伝票)

第13条 一切の取引に関する記帳整理は、会計伝票により行うものとする。

2 会計伝票は、次の各号に掲げるものとし、その様式は、会長が別に定める。

- 一 入金伝票
- 二 出金伝票

### 三 振替伝票

- 3 会計伝票は、証ひょうに基づいて作成し、証ひょうとともに保存する。
- 4 会計伝票は、作成者が押印した上で、第8条第1項の経理責任者の承認印を受けるものとする。

#### (記帳)

第14条 総勘定元帳は、すべて会計伝票に基づいて記帳しなければならない。

- 2 補助簿は、会計伝票又は証ひょうに基づいて記帳しなければならない。

#### (会計帳簿の更新)

第15条 会計帳簿は、原則として会計年度ごとに更新する。

### 第3章 予算

#### (予算の目的)

第16条 予算は、会計年度の事業活動を明確な計数でもって表示することにより収支の合理的規制を行い、事業の円滑適正な運営を図ることを目的とする。

#### (年度事業計画及び収支予算の作成)

第17条 年度事業計画及び収支予算は、会計区分ごとに作成し、会員会議の議決を得てこれを定める。

#### (予算の実施)

第18条 予算の執行者は、会長とする。

#### (予算の流用)

第19条 予算は、定められた目的以外に使用し、又は流用してはならない。

### 第4章 出納

#### (金銭の範囲)

第20条 この規程において、「金銭」とは現金及び預貯金をいい、「現金」とは通貨のほか、郵便為替証書、為替貯金証書及び官公署の支払通知書をいう。

#### (金銭出納の明確化)

第21条 出納の事務を行う者は、金銭の出納及び保管を厳正かつ確実にを行い、日々の出納を記録し、常に金銭の残高を明確にしなければならない。

- 2 金銭の出納は、会計伝票によって行わなければならない。

#### (金銭の収納)

第22条 金銭を収納したときは、会長が別に定める様式の領収証を発行しなければならない。

- 2 入金先の要求その他の事由より、前項の様式によらない領収証を発行する必要があるときは、第8条第1項の経理責任者の承認を得てこれを行う。
- 3 金融機関への振込の方法により入金する場合は、入金先の要求がある場合のほか、領収



証を発行しないものとする。

(支払方法)

第23条 出納の事務を行う者が金銭を支払う場合には、最終受取人からの請求書その他取引を証する書類に基づき、第8条第1項の経理責任者の承認を得て行うものとする。

2 支払は、金融機関への振込により行うものとする。ただし、小口払その他これによりがたい場合として第8条第1項の経理責任者が認めた支払のときには、この限りでない。

(支払期日)

第24条 金銭の支払は、毎月末とする。ただし、随時払の必要のあるもの及び定期払のものについては、この限りではない。

(領収証の徴収)

第25条 金銭の支払については、最終受取人の領収証を徴収しなければならない。ただし、領収証の徴収が困難な場合には、別に定める支払証明書をもってこれに代えることができる。

2 金融機関への振込の方法により支払を行うときは、取扱金融機関の振込金受取書をもって支払先の領収証に代えることができる。

(預貯金証書等の保管)

第26条 預貯金証書又は預貯金通帳については、所定の金庫に保管し、又は金融機関等に保護預けをするものとする。

(金銭の過不足)

第27条 出納の事務を行う者は、預貯金の残高を証明できる書類によりその残高と帳簿残高との照合を行うとともに、金銭に過不足が生じたときは、遅滞なく第8条第1項の経理責任者に報告し、その指示を受けるものとする。

## 第5章 物品

(物品の定義)

第28条 物品とは、消耗品並びに耐用年数1年以上の器具及び備品をいう。

(物品の購入)

第29条 前条の物品の購入については、稟議書に見積書を添付し、第8条第1項の経理責任者を経て、会長の決裁を受けなければならない。ただし、1件の購入金額が20万円未満のときは、事務局長の専決処理とすることができる。

(物品の照合)

第30条 出納の事務を行う者は、耐用年数1年以上の器具及び備品について、備品台帳を設けて保全状況及び移動について所要の記録を行うとともに、その移動又は滅失及びき損があった場合は、第8条第1項の経理責任者に通知しなければならない。

2 第8条第1項の経理責任者は、事業年度中に1回以上、現物照合し、差異がある場合は、所定の手続を経て、前項の備品台帳の整備を行わなければならない。

(規定の準用)

第31条 再生委員会の運営に必要な経費であつて、会議費等軽微なものの支出については、第29条の規定を準用する。

## 第6章 決算

(決算の目的)

第32条 決算は、一定期間の会計記録を整理し、当該期間の収支を計算するとともに、当該期末の財政状態を明らかにすることを目的とする。

(決算の種類)

第33条 決算は、毎半期末の半期決算と毎年3月末の年度決算に区分する。

(半期決算)

第34条 第8条第1項の経理責任者は、毎半期末に会計記録を整理し、次の各号に掲げる計算書類を作成して翌月の15日までに事務局長を経て会長に報告しなければならない。

- 一 合計残高試算表
- 二 予算対比収支計算書

(財務諸表の作成)

第35条 第8条第1項の経理責任者は、事業年度終了後速やかに年度決算に必要な整理を行い、次の各号に掲げる計算書類を作成し、会長に報告しなければならない。

- 一 収支計算書
- 二 正味財産増減計算書
- 三 貸借対照表
- 四 財産目録

(年度決算の確定)

第36条 会長は前条の計算書類に基づいて監事の監査を受けた後、当該計算書類に監事の意見書を添えて会員会議に提出し、その承認を受けて年度決算を確定する。

## 第7章 雑則

第38条 実施要綱、実施要領、交付要綱、再生委員会規約及びこの規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、令和2年4月27日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

東広島市  
水産業再生委員会

- ・プラン掲載事業の実施
- ・補助金等の申請・報告事務
- ・プランの進捗管理

東広島市

- ・プラン掲載事業の実施
- ・各種補助事業の実施
- ・国・県・関係機関との連携・調整

漁業者／漁協

- ・プラン掲載事業の実施
- ・再生委員会(部会)協議への参加

支援

オブザーバー(県・有識者)／民間企業

## プランの推進体制

東広島市  
水産業再生委員会

- ・プラン掲載事業の実施
- ・補助金等の申請・報告事務
- ・プランの進捗管理

カキ作業場  
建設部会

カキ共同作業場の前提条件の整理、建設候補地の選定等を行う

収益向上  
部会

ブランド構築や販路拡大に関する協議を行う

コスト削減  
部会

区画漁業権の整理による効率化や共同化によるコスト削減について協議を行う

漁場環境  
改善部会

カキ筏への施肥による効果検証等、漁場環境改善に向けた協議を行う

漁協経営  
検討部会

漁協合併や経営改善に向けた協議を行う

支援

オブザーバー(県・有識者)／民間企業

## プランの推進体制（推進部会）